

## 選択する未来 2.0 運営要領

選択する未来 2.0 の運営について、「選択する未来 2.0 の開催について」（令和 2 年 3 月 4 日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 座長は、議事を整理する。座長代行は、座長が欠席の場合にその職務を代行する。座長代理は、座長を補佐する。
2. 懇談会の配布資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。